

茨城県報

第 3 6 2 号

平成 4 年 7 月 16 日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●結核予防法第36条の規定による医療機関の指定（保健予防課）	1
●被爆者一般疾病医療機関の指定（ " ）	2
●保安林の指定の予定（林業課）	2
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（3件）（都市整備課）	2
●土地区画整理事業の換地処分（ " ）	4
●徴収事務の委託（公園街路課）	4
●茨城県建築計画概要書等閲覧規程の一部改正（建築指導課）	4

（選挙管理委員会）

●直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数	5
---	---

公 告

●茨城県立看護専門学院及び看護専門学校一般入学試験の実施（医務課）	6
●茨城県立看護専門学院及び看護専門学校看護婦3年課程推薦入学試験の実施（ " ）	13
●建築許可に関する聴聞（建築指導課）	16
●開発行為の工事完了（5件）（ " ）	16
●道路の位置の指定（4件）（ " ）	17

告 示

茨城県告示第858号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定したので公示する。

平成 4 年 7 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

（指 定）

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヒ ヨ ド リ 医 院	勝田市中央町 7 - 20	平成 4 年 7 月 1 日
株式会社 坂本薬局	土浦市荒川沖西 2 - 1 - 3	平成 4 年 6 月 10 日

茨城県告示第859号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）第14条の3第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので公示する。

平成4年7月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

（指 定）

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヒ ヨ ド リ 医 院	勝 田 市 中 央 町 7 - 20	平 成 4 年 6 月 10 日

茨城県告示第860号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成4年7月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 保安林の所在場所

北茨城市華川町大字花園猿ヶ城447のイの1・大字才丸字才丸山1の1

（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 公衆の保健

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八溝多賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度は次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び北茨城市役所に備えおいて縦覧に供する。

茨城県告示第861号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき東前第一土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第2項の規定により公告する。

平成4年7月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 東前第一土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 3 年 8 月 26 日から平成 8 年 3 月 31 日まで
- 3 施 行 地 区 水戸市東前町字丸山及び字中散野の全部
東前町字前原, 字道ノ上, 字西ノ妻, 字金山, 字原及び字道漢坂, 大串町
字新関, 字原及び大場町字沢畑の各一部
- 4 事務所の所在地 水戸市東前町 9 2 4 番地の 1
- 5 設立認可の年月日 平成 3 年 8 月 26 日
- 6 変更の主な内容 資金計画の変更, 公共施設 (区画道路) の配置の変更
- 7 変更認可の年月日 平成 4 年 7 月 16 日

茨城県告示第 862 号

土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) 第 39 条第 1 項の規定に基づき平井南土地区画整理組合の事業計画の変更については, 次のとおり認可したので同条第 2 項の規定により公告する。

平成 4 年 7 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 平井南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成元年 9 月 7 日から平成 5 年 3 月 31 日まで
- 3 施 行 地 区 鹿島町大字平井字海岸, 字濱及び字南の各一部
- 4 事務所の所在地 鹿島郡鹿島町大字平井 1 番地の 3 7
- 5 設立認可の年月日 平成元年 9 月 7 日
- 6 変更の主な内容 整理施行前後の地積の変更 (土地の種目別), 資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成 4 年 7 月 16 日

茨城県告示第 863 号

土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) 第 39 条第 1 項の規定に基づき南浜田土地区画整理組合の事業計画の変更については, 次のとおり認可したので同条第 2 項の規定により公告する。

平成 4 年 7 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 南浜田土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和 47 年 6 月 8 日から平成 5 年 3 月 31 日まで
- 3 施 行 地 区 那珂湊市阿字ヶ浦字南浜田, 字前山及び字渚の各一部
- 4 事務所の所在地 那珂湊市和田町二丁目 1 2 番 1 号
- 5 設立認可の年月日 昭和 47 年 6 月 8 日
- 6 変更の主な内容 資金計画の変更

7 変更認可の年月日 平成4年7月16日

茨城県告示第864号

川尻駅東土地地区画整理組合施行の川尻駅東土地地区画整理事業については、換地処分があったので土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定により告示する。

平成4年7月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第865号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成4年7月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 受 託 者 筑西広域市町村圏事務組合

2 委託に係る使用料

茨城県都市公園条例(昭和32年茨城県条例第26号)第7条第1項に規定する県西総合公園の有料公園施設の使用料の徴収事務

3 委 託 期 間 平成4年4月24日から平成5年3月31日まで

茨城県告示第866号

茨城県建築計画概要書等閲覧規程(昭和46年茨城県告示第346号)の一部を次のように改正する。

平成4年7月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第2条中「土木部建築指導課」を「土木部都市局建築指導課」に改める。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項中「かかわらず」を「かかわらず、」に、「伸縮し」を「短縮し」に改める。

付 則

この告示は、平成4年7月18日から施行する。

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成 4 年 7 月 16 日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴木 貞 男

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 4 2,9 2 8 人
- 2 地方自治法第 75 条第 1 項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 4 2,9 2 8 人
- 3 地方自治法第 76 条第 1 項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 7 1 5,4 6 2 人
- 4 地方自治法第 80 条第 1 項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

水 戸 市 選 挙 区	6 0,9 6 3 人
日 立 市 選 挙 区	5 4,4 8 8 人
土 浦 市 選 挙 区	3 2,1 3 1 人
古 河 市 選 挙 区	1 4,7 9 9 人
石 岡 市 選 挙 区	1 2,9 2 9 人
下 館 市 選 挙 区	1 6,3 2 3 人
結 城 市 選 挙 区	1 3,1 1 1 人
竜ヶ崎市選挙区	1 4,8 0 0 人
那珂湊市選挙区	8,3 7 2 人
下 妻 市 選 挙 区	8,3 9 6 人
水海道市選挙区	1 0,6 1 8 人
常陸太田市選挙区	9,7 6 0 人
勝 田 市 選 挙 区	2 7,2 5 6 人
高 萩 市 選 挙 区	8,8 0 0 人
北茨城市選挙区	1 2,9 7 4 人
笠 間 市 選 挙 区	7,8 0 9 人
取 手 市 選 挙 区	2 0,4 4 2 人
岩 井 市 選 挙 区	1 0,8 1 7 人
牛 久 市 選 挙 区	1 4,8 1 1 人

東茨城郡南部選 挙 区	2 8, 2 6 1 人
東茨城郡北部選 挙 区	6, 7 2 9 人
西 茨 城 郡 選 挙 区	1 7, 6 5 4 人
那 珂 郡 選 挙 区	3 2, 5 8 5 人
久 慈 郡 選 挙 区	1 3, 0 0 1 人
鹿 島 郡 選 挙 区	4 6, 0 2 7 人
行 方 郡 選 挙 区	1 8, 8 7 4 人
稲 敷 郡 選 挙 区	3 5, 4 9 5 人
新 治 郡 選 挙 区	3 3, 3 6 7 人
筑 波 郡 選 挙 区	3 5, 0 1 8 人
真 壁 郡 選 挙 区	2 0, 1 6 4 人
結 城 郡 選 挙 区	1 3, 9 7 5 人
猿 島 郡 選 挙 区	3 2, 5 1 1 人
北 相 馬 郡 選 挙 区	2 2, 2 1 3 人

5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 7 1 5, 4 6 2 人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事, 出納長, 県選挙管理委員, 県監査委員及び県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

7 1 5, 4 6 2 人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

7 1 5, 4 6 2 人

公 告

●茨城県立看護専門学院及び看護専門学校一般入学試験の実施

平成5年度茨城県立看護専門学院及び看護専門学校一般入学試験を次のとおり実施します。

平成4年7月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第1 茨城県立中央看護専門学院助産学科

1 試 験 期 日

平成5年2月3日(水)及び平成5年2月5日(金)

2 試 験 場 所

茨城県立中央看護専門学院

茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

3 試験方法

- (1) 学科試験 平成5年2月3日(水)
看護学、国語、一般常識及び作文

- (2) 面接試験 平成5年2月5日(金)

4 募集人員 20人

5 受験資格

次のいずれかに該当する女子

- (1) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者(平成5年3月修了見込みの者を含む。)
- (2) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者(平成5年3月卒業見込みの者を含む。)
- (3) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護婦又は高等学校を卒業している准看護婦で、(1)又は(2)に規定する学校又は養成所において2年以上修業した者(平成5年3月修業見込みの者を含む。)
- (4) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (5) 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和26年^{文部}厚生省令第1号)附則第19条の規定に該当する者

6 受験願書受付期間及び出願場所

- (1) 願書受付期間

平成5年1月11日(月)から平成5年1月18日(月)まで
(郵送の場合は、平成5年1月18日の消印のあるものまで有効)

- (2) 出 願 場 所

〒309-17 茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地
茨城県立中央看護専門学院

7 出願手続書類

- (1) 入学願書(当学院所定の用紙)
- (2) 入学資格証明書 1通
- (3) 成績証明書 1通(看護婦学校長又は看護婦養成所長発行のもの)
- (4) 内申書 1通(当学院所定の用紙により、看護婦学校長又は看護婦養成所長発行のもの)
- (5) 推薦書 1通(現在勤務している者に限る。当学院所定の用紙により、施設長発行のもの)
- (6) 写真 1葉(上半身・脱帽正面・縦5センチメートル、横4センチメートルの大きさで、出願前6月以内に撮影したものを入学願書に貼り付けること。)
- (7) 健康診断書 1通(当学院所定の用紙)

8 受 験 料

2,000円(入学願書に茨城県収入証紙を貼り付け、又は現金を現金書留で郵送すること。)

9 合格発表

平成 5 年 2 月 8 日 (月)

第 2 茨城県立中央看護専門学院看護学科

1 試験期日

平成 5 年 1 月 20 日 (水) 及び平成 5 年 1 月 22 日 (金)

2 試験場所

茨城県立中央看護専門学院

茨城県西茨城郡友部町鯉淵 6 5 2 8 番地

3 試験方法

(1) 学科試験 平成 5 年 1 月 20 日 (水)

国語Ⅰ・Ⅱ (古文・漢文を除く。), 数学Ⅰ, 理科 (生物 (理科Ⅰの生物分野を含む。), 化学 (理科Ⅰの化学分野を含む。)) のうち 1 科目選択) 及び英語Ⅱ

(2) 面接試験 平成 5 年 1 月 22 日 (金) (学科試験合格者のみ)

4 募集人員 50 人 (推薦入学による入学者を含む。)

5 受験資格

高等学校を卒業した者 (平成 5 年 3 月卒業見込みの者を含む。) 若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者 (平成 5 年 3 月修了見込みの者を含む。) 又はこれと同等以上の学力があると認められる者

6 受験願書受付期間及び出願場所

(1) 願書受付期間

平成 4 年 12 月 21 日 (月) から平成 5 年 1 月 11 日 (月) まで

(郵送の場合は, 平成 5 年 1 月 11 日の消印のあるものまで有効)

(2) 出願場所

〒309-17 茨城県西茨城郡友部町鯉淵 6 5 2 8 番地

茨城県立中央看護専門学院

7 出願手続書類

(1) 入学願書 (当学院所定の用紙)

(2) 最終学校長の卒業若しくは修了証明書又は卒業若しくは修了見込証明書 1 通

(3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であることの証明書 1 通
(高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に限る。)

(4) 最終学校の長の成績証明書 1 通

(5) 最終学校の長の内申書 1 通 (当学院所定の用紙)

(6) 写真 1 葉 (上半身・脱帽正面・縦 5 センチメートル, 横 4 センチメートルの大きさで, 出願前 6 月以内に撮影したものを入学願書に貼り付けること。)

(7) 健康診断書 1通(当学院所定の用紙)

8 受 験 料

2,000円(入学願書に茨城県収入証紙を貼り付け、又は現金を現金書留で郵送すること。)

9 合 格 発 表

平成5年1月26日(火)

第3 茨城県立水戸看護専門学院保健学科

1 試 験 期 日

平成5年1月19日(火)及び平成5年1月20日(水)

2 試 験 場 所

茨城県立水戸看護学院

茨城県水戸市東原3丁目3番35号

3 試 験 方 法

(1) 学 科 試 験 平成5年1月19日(火)

専門科目、数学I

(2) 面 接 試 験 平成5年1月20日(水)

面接、小論文

4 募 集 人 員 50人

5 受 験 資 格

次のいずれかに該当する女子

(1) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者(平成5年3月修了見込みの者を含む。)

(2) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者(平成5年3月卒業見込みの者を含む。)

(3) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護婦又は高等学校を卒業している准看護婦で、(1)又は(2)に規定する学校又は養成所において2年以上修業した者(平成5年3月修業見込みの者を含む。)

(4) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

(5) 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和26年^{文部省}令第1号)附則第18条の規定に該当する者

6 受験願書受付期間及び出願場所

(1) 願書受付期間

平成5年1月5日(火)から平成5年1月8日(金)まで

(郵送の場合は、平成5年1月8日の消印のあるものまで有効)

(2) 出 願 場 所

〒310 茨城県水戸市東原3丁目3番35号

茨城県立水戸看護専門学院

7 出願手続書類

- (1) 入学願書(当学院所定の用紙)
- (2) 入学資格証明書 1通
- (3) 成績証明書 1通(看護婦学校長又は看護婦養成所長発行のもの)
- (4) 内申書 1通(当学院所定の用紙により, 看護婦学校長又は看護婦養成所長発行のもの)
- (5) 推薦書 1通(現在勤務している者に限る。当学院所定の用紙により, 施設長発行のもの)
- (6) 写真 1葉(上半身・脱帽正面・縦5センチメートル, 横4センチメートルの大きさで, 出願前6月以内に撮影したものを入学願書に貼り付けること。)
- (7) 健康診断書 1通(当学院所定の用紙)

8 受 験 料

2,000円(入学願書に茨城県収入証紙を貼り付け, 又は現金を現金書留で郵送すること。)

9 合 格 発 表

平成5年1月26日(火)

第4 茨城県立水戸看護専門学院第一看護学科及び第二看護学科

1 試 験 期 日

平成5年1月26日(火)及び平成5年1月27日(水)

2 試 験 場 所

茨城県立水戸看護専門学院

茨城県水戸市東原3丁目3番35号

3 試 験 方 法

- (1) 学 科 試 験 平成5年1月26日(火)
専門科目, 国語, 数学, 英語, 作文
- (2) 面 接 試 験 平成5年1月27日(水)

4 募 集 人 員

第一看護学科(修業年限 2年 昼間) 100人

第二看護学科(修業年限 3年 夜間) 40人

5 受 験 資 格

免許を得た後3年以上業務に従事している准看護婦(士)又は高等学校を卒業している准看護婦(士)(平成5年3月末日までに免許取得見込みの者又は卒業見込みの者を含む。)

6 受験願書受付期間及び出願場所

(1) 願書受付期間

平成5年1月5日(火)から平成5年1月8日(金)まで

(郵送の場合は, 平成5年1月8日の消印のあるものまで有効)

(2) 出 願 場 所

〒310 茨城県水戸市東原3丁目3番35号

茨城県立水戸看護専門学院

7 出願手続書類

(1) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護婦(士)

ア 入学願書(当学院所定の用紙)

イ 准看護婦(士)免許証の写し 1通(保健所で原本照合を受けたもの)

ウ 就業証明書 1通(当学院所定の用紙により、施設長発行のもの)

エ 成績証明書 1通(准看護婦養成所長発行のもの)

オ 内申書 1通(当学院所定の用紙により、准看護婦養成所長発行のもの)

カ 写真 1葉(上半身・脱帽正面・縦5センチメートル、横4センチメートルの大きさに、
出願前6月以内に撮影したものを入学願書に貼り付けること。)

キ 健康診断書 1通(当学院所定の用紙)

(2) 高等学校を卒業している准看護婦(士)

ア 入学願書(当学院所定の用紙)

イ 准看護婦(士)免許証の写し 1通(保健所で原本照合を受けたもの)

ウ 高等学校及び准看護婦養成所(高等学校が准看護婦養成所に指定されている場合は、高等学校)の長の卒業証明書又は卒業見込証明書

エ 准看護婦養成所(高等学校が准看護婦養成所に指定されている場合は、高等学校)の長の成績証明書 1通

オ 准看護婦養成所(高等学校が准看護婦養成所に指定されている場合は、高等学校)の長の内申書 1通(当学院所定の用紙)

カ 写真 1葉(上半身・脱帽正面・縦5センチメートル、横4センチメートルの大きさに、
出願前6月以内に撮影したものを入学願書に貼り付けること。)

キ 健康診断書 1通(当学院所定の用紙)

8 受 験 料

2,000円(入学願書に茨城県収入証紙を貼り付け、又は現金を現金書留で郵送すること。)

9 合 格 発 表

平成5年2月2日(火)

第5 茨城県立つくば看護専門学校

1 試 験 期 日

平成5年1月20日(水)及び平成5年1月22日(金)

2 試 験 場 所

茨城県立つくば看護専門学校

茨城県つくば市天久保1丁目1番2

3 試験方法

- (1) 学科試験 平成5年1月20日(水)

国語Ⅰ・Ⅱ(古典を除く。), 数学Ⅰ, 理科(理科Ⅰの生物分野を含む。), 化学(理科Ⅰの化学分野を含む。)のうち1科目選択)及び英語Ⅱ

- (2) 面接試験 平成5年1月22日(金)

4 募集人員 50人(推薦入学による入学者を含む。)

5 受験資格

高等学校を卒業した者(平成5年3月卒業見込みの者を含む。)若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(平成5年3月卒業見込みの者を含む。)又はこれと同等以上の学力があると認められる者

6 受験願書受付期間及び出願場所

- (1) 願書受付期間

平成4年12月21日(月)から平成5年1月11日(月)まで
(郵送の場合は, 平成5年1月11日の消印のあるものまで有効)

- (2) 出願場所

〒305 茨城県つくば市天久保1丁目1番2
茨城県立つくば看護専門学校

7 出願手続書類

- (1) 入学願書(当学校所定の用紙)
- (2) 最終学校の長の卒業若しくは修了証明書又は卒業若しくは修了見込証明書 1通
- (3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であることの証明書 1通
(高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に限る。)
- (4) 最終学校の長の成績証明書 1通
- (5) 最終学校の長の内申書 1通(当学校所定の用紙)
- (6) 写真 1葉(上半身・脱帽正面・縦5センチメートル, 横4センチメートルの大きさで, 出願前6月以内に撮影したものを入学願書に貼り付けること。)
- (7) 健康診断書 1通(当学校所定の用紙)

8 受験料

2,000円(入学願書に茨城県収入証紙を貼り付け, 又は現金を現金書留で郵送すること。)

9 合格発表

平成5年1月26日(火)

~~~~~

●茨城県立看護専門学院及び看護専門学校看護婦 3 年課程推薦入学試験の実施

平成 5 年度茨城県立看護専門学院及び看護専門学校看護婦 3 年課程推薦入学試験を次のとおり実施します。

平成 4 年 7 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第 1 茨城県立中央看護専門学院看護学科

1 募 集 人 員

入学定員 50 人の 40 パーセントから 50 パーセントまでとする。

2 試 験 方 法

(1) 第 1 次試験

選考方法

出身学校長が提出する調査書、推薦書等により行う。

(2) 第 2 次試験

ア 日 時 平成 4 年 11 月 17 日 (火) 午前 9 時から

イ 試 験 場 所 茨城県立中央看護専門学院

茨城県西茨城郡友部町鯉渕 6 5 2 8 番地

ウ 試 験 方 法 小論文・面接

3 受 験 資 格

次の条件のすべに該当し、高等学校長が責任をもって推薦できる者とする。

(1) 茨城県内に住所を有し、かつ、県内の高等学校に在籍する者

(2) 平成 5 年 3 月高等学校を卒業見込みの者

(3) 高等学校在学中の全教科の成績 (調査書による。) が平均 3.8 以上の者

(4) 心身ともに健康で、看護職として適性があり、卒業後看護職として茨城県内に就業する意志のある者

4 推 薦 者 数

推薦は、各高等学校 2 人以内とする。

5 受 験 願 書 受 付 期 間 及 び 出 願 場 所

(1) 願 書 受 付 期 間

平成 4 年 10 月 15 日 (木) から平成 4 年 10 月 22 日 (木) まで (必着のこと。)

(2) 出 願 場 所

〒 3 0 9 - 1 7 茨城県西茨城郡友部町鯉渕 6 5 2 8 番地

茨城県立中央看護専門学院

(3) 出 願 手 続 書 類

① 入学願書 (当学院所定の用紙)

② 最終学校の長の調査書 1 通 (大学入学者選抜実施要項 (平成元年 6 月 27 日文高大第 235 号文部省高等教育局長通知) に基づく所定の様式)

③ 最終学校の長の内申書 1通(当学院所定の用紙)

④ 最終学校の長の推薦書 1通(当学院所定の用紙)

⑤ 写真 1葉(上半身・脱帽正面・縦5センチメートル,横4センチメートルの大きさで,出願前6月以内に撮影したものを入学願書に貼り付けること。)

⑥ 健康診断書 1通(当学院所定の用紙)

(4) 受 験 料

2,000円(入学願書に茨城県収入証紙を貼り付け,又は現金を現金書留で郵送すること。)

5 合格発表

(1) 第1次試験

ア 日 時 平成4年11月4日(水)

イ 方 法 志願者及び学校長あて通知する。

(2) 第2次試験

ア 日 時 平成4年11月26日(木)

イ 方 法 志願者及び学校長あて通知する。

第2 茨城県立つくば看護専門学校

1 募集人員

入学定員50人の40パーセントから50パーセントまでとする。

2 試験方法

(1) 第1次試験

選考方法

出身学校長が提出する調査書,推薦書等により行う。

(2) 第2次試験

ア 日 時 平成4年11月17日(火) 午前9時から

イ 試験場所 茨城県立つくば看護専門学校  
茨城県つくば市天久保1丁目1番2

ウ 試験方法 小論文・面接

3 受験資格

次の条件のすべてに該当し,高等学校長が責任をもって推薦できる者とする。

(1) 茨城県内に住所を有し,かつ,県内の高等学校に在籍する者

(2) 平成5年3月高等学校を卒業見込みの者

(3) 高等学校在学中の全教科の成績(調査書による。)が平均3.8以上の者

(4) 心身ともに健康で,看護職としての適性があり,卒業後看護職として茨城県内に就業する意志のある者

4 推薦者数

推薦は,各高等学校2人以内とする。

5 受験願書受付期間及び出願場所

(1) 願書受付期間

平成 4 年 10 月 15 日 (木) から平成 4 年 10 月 22 日 (木) まで

(2) 出 願 場 所

〒 3 0 5 茨城県つくば市天久保 1 丁目 1 番 2

茨城県立つくば看護専門学校

(3) 出願手続書類

① 入学願書 (当学校所定の用紙)

② 最終学校の長の調査書 1 通 (大学入学者選抜実施要項 (平成元年 6 月 27 日文高大第 235 号文部省高等教育局長通知) に基づく所定の様式)

③ 最終学校の長の内申書 1 通 (当学校所定の用紙)

④ 最終学校の長の推薦書 1 通 (当学校所定の用紙)

⑤ 写真 1 葉 (上半身・脱帽正面・縦 5 センチメートル, 横 4 センチメートルの大きさで, 出願前 6 月以内に撮影したものを入学願書に貼り付けること。)

⑥ 健康診断書 1 通 (当学校所定の用紙)

(4) 受 験 料

2,000 円 (入学願書に茨城県収入証紙を貼り付け, 又は現金を現金書留で郵送すること。)

6 合 格 発 表

(1) 第 1 次試験

ア 日 時 平成 4 年 11 月 4 日 (水)

イ 方 法 志願者及び学校長あて通知する。

(2) 第 2 次試験

ア 日 時 平成 4 年 11 月 25 日 (水)

イ 方 法 志願者及び学校長あて通知する。

この試験についての問い合わせ先

(1) 茨城県衛生部医務課

電話 0292 (21) 8111 (内線 3114・3117)

(2) 茨城県立中央看護専門学院

電話 0296 (77) 0533

(3) 茨城県立水戸看護専門学院

電話 0292 (25) 7624

(4) 茨城県立つくば看護専門学校

電話 0298 (52) 3515

~~~~~

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成4年7月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 平成4年7月22日(水)午前11時
- 2 聴 聞 場 所 水海道市橋本町字新堀南3177-1
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
堰操作機械室の新築
- 4 申請者住所氏名 結城郡石下町大字新石下1317の10
茨城県石下土木事務所 所長 大 山 克 巳
- 5 建築物構造規模 補強コンクリートブロック造1階建 新築
申請延面積 10.83平方メートル
- 6 敷 地 面 積 553.25平方メートル
- 7 建築物の位置 水海道市橋本町字新堀南3177-1, 3178-2, 3178-4

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成4年7月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡波崎町柳川字若松2609番13, 同番171
- 2 事業主の住所及び氏名
鹿島郡波崎町大字柳川2247番地
山 田 耕 作

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
水戸市平須町字東600番, 602番
- 2 事業主の住所及び氏名
水戸市大工町1丁目3番2号
株式会社 ユタカ商事
代表取締役 川 上 栄

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成4年7月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

笠間市大字稲田字弥六内3番2, 4番2, 5番2, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番11, 同番12, 同番13, 同番23, 6番, 7番, 8番, 11番2, 12番, 13番, 14番, 15番, 16番, 17番, 18番, 19番, 22番, 23番1, 同番2, 24番3, 26番1, 292番9, 同番13, 同番15, 4529番, 4530番, 4531番, 4532番, 4533番, 4534番, 4535番, 4536番, 4537番, 4538番

2 事業主の住所及び氏名

笠間市石井717番地

財団法人 笠間市開発公社

理事長 笹 目 宗兵衛

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北茨城市巾郷町沢尻工区165番1, 同番2, 166番

2 事業主の住所及び氏名

北茨城市磯原町本町3丁目5番地の5

株式会社 サンユーストアー

代表取締役 伊 藤 尚 武

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡岩間町押辺字行人下16番1, 同番3, 同番4, 押辺字真田17番3, 同番4, 同番9

2 事業主の住所及び氏名

西茨城郡岩間町押辺18番1

長谷川 信 義

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成4年7月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
浦土木指令 第1170号	4.7.9	成島 稔	筑波郡伊奈町大字南太田 762-3	筑波郡伊奈町大字谷井 田字北耕地1272-10	メートル 4.00	メートル 33.99
水土木指令 第1321号	4.7.7	川井 晃	友部町平町1641	西茨城郡友部町平町字 大沢1639-35	6.20	42.75
“ 第1320号	“	那珂開発(有) 代 柏村 忠	那珂町菅谷 4279-1	那珂郡那珂町菅谷字地 天2068-7	4.20	34.80
“ 第1306号	4.7.4	友部 啓三	内原町杉崎754	東茨城郡常北町下青山 字後原16-11, 16-12	6.05	29.00

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)